

税特集号

袖ヶ浦市
2026.1.1

▶横に開いて4頁と一緒にご覧ください

ご自宅からの申告にご協力を願います！

木更津税務署からの確定申告に関するお知らせ

1 確定申告書の提出と納税の期限

令和7年分の申告と納税の期限は次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税・贈与税

…令和8年3月16日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税

…令和8年3月31日(火)

2 マイナンバーカードを使って自宅で確定申告！

確定申告会場に行くことなく、ご自宅から、マイナンバーカードと、ご自身のスマホ・パソコンで、確定申告をすることができます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、マイナンバーカード(又はID・パスワード)をお持ちの方は、作成した申告書を電子送信(申告)することができます。また、マイナンバーカードをお持ちでない方は、作成した申告書をプリンターで出力し、郵送等で提出することができます。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



国税庁ホームページの「確定申告特集」は
こちら



動画で見る確定申告
確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



マイナポータル連携の
詳細はこちらを
ご確認ください。

YouTube「国税庁動画チャンネル」で、スマホでの医療費控除の方法、ふるさと納税(寄付金控除)の方法など、e-Taxによる申告のしかたを動画で紹介しています。

○ご質問・ご相談は国税庁ホームページ又は国税相談専用ダイヤルのご利用を！

ご質問・ご相談は、国税庁ホームページのタックスアンサーヤやチャットボット(ふたば)のほか、国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)等をご利用ください。

チャットボット「ふたば」
ご質問したいことを入力するか、
メニューから選択いただくと、
税務職員ふたばが回答



3 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください！

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。

特に、確定申告期は、更新窓口(市役所)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。



有効期限の確認や更新について
はこちら↑

4 ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ

ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が確定申告書を提出した場合は、ワンストップ特例の適用がなくなります。

そのため、確定申告書を提出する場合は、ワンストップ特例を申請した分も含め、すべてのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要がありますので、ご注意ください。

5 税理士による無料申告相談 ～申告書を作成できます～

確定申告会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	受付時間
2月6日 (金) ～ 2月12日 (木)	スパークルシティ 木更津 4階	木更津市 富士見 1-2-1	午前9時～ 12時 午後1時～ 4時

※小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。ただし、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除1年目(増改築1年目を含む。)の場合は、ご利用できません。

※会場では、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使って申告をお願いしております。当日はマイナンバーカードの他、カード発行時に自身で設定したパスワード2種類(①利用者証明用電子証明書(数字4桁)、②署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下))とスマートフォンをご持参ください。

※スパークルシティ木更津に申告書の提出場所はございません。申告書等の提出のみの場合は、業務センター千葉西分室宛て郵送でご提出いただくか、直接税務署へ提出してください。

【宛先】〒262-8507 千葉市花見川区武石町1-520
東京国税局業務センター千葉西分室(木更津税務署)

※土、日及び祝日は実施しません。

※ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票な

ど申告相談に必要な書類、筆記具等をご持参ください。

※会場の混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。

入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

※申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

6 確定申告会場等への入場には、 オンライン事前予約(LINE)が必要！

1月～3月に税務署・確定申告会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。



国税LINE公式アカウントの「友だち追加」はこちらから↑

7 確定申告会場のお知らせ

木更津税務署では、所得税及び復興特別所得税・個人消費税・贈与税の申告書作成会場を「スパークルシティ木更津4階」に開設します。

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日 (月) ～ 3月16日 (月)	スパークルシティ 木更津 4階	木更津市 富士見 1-2-1	相談は 午前9時から開始 (受付は午前8時 30分から午後4時 まで)

※原則、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使って申告していただきます。当日はマイナンバーカードの他、カード発行時に自身で設定したパスワード2種類(①利用者証明用電子証明書(数字4桁)、②署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下))とスマートフォンをご持参ください。

※確定申告会場への入場にはLINEによるオンライン事前予約が必要です。

当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合や長時間お待ちいただく場合があります。

※上記開設期間中、税務署内に確定申告会場はありませんのでご注意ください。

※スパークルシティ木更津に申告書の提出場所はございません。申告書等の提出のみの場合は、業務センター千葉西分室宛て郵送でご提出いただくか、直接税務署へ提出してください。

【宛先】〒262-8507 千葉市花見川区武石町1-520
東京国税局業務センター千葉西分室(木更津税務署)宛

混雑を避けるため、電子申告(e-Tax)をご利用ください

編集・発行／袖ヶ浦市課税課 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1
☎0438-62-2519(直通) FAX 0438-62-1934(市民課内)

※令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

※来場者用の駐車場は用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。なお、お車でお越しの際には、近隣の有料駐車場をご利用いただくこととなります。有料駐車場の割引サービスも行っておりません。

※確定申告会場では、申告書等の用紙は配布しておりません。

※スパークルシティ木更津では、確定申告についての電話によるお問い合わせには応じておりません。

※確定申告会場に納税窓口はありませんので、振替納税や最寄りの金融機関等で納税してください(申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはいたしませんのでご注意ください。)。

※納税証明書が必要な場合は、木更津税務署にお越しの上、確定申告書を提出する前に職員にお申し出ください。

※土、日及び祝日は業務を行っておりません。なお、本年から休日対応は行いません。

8 納税は便利な振替納税をご利用ください

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税は、便利な振替納税をご利用ください。

※振替納税

(口座引落し日(振替日))

所得税及び復興特別所得税…令和8年4月23日(木)

個人事業者の消費税及び地方消費税…令和8年4月30日(木)



振替納税について
はちら

ご自宅からの申告にご協力を願います！



市役所からの所得税、個人住民税(市・県民税)申告に関するお知らせ

申告は自宅でできます!

混雑緩和のため、ご自宅からの申告にご協力ください。

●個人住民税(市・県民税)の申告をする人

⇒ご自宅でご記入のうえ、資料とともに市役所課税課まで郵送してください。

(申告用紙は、1月下旬に市ホームページに掲載するほか、市役所窓口でも配付します。また、昨年度に住民税申告を提出された方には、1月下旬に申告書を郵送いたします。)

●確定申告(所得税)をする人

⇒スマホ・パソコンで申告書を作成し、e-Taxなどを用いて電子送信するか、郵送で提出してください。詳しくは1頁「2 マイナンバーカードを使って自宅で確定申告！」の欄をご参照ください。

申告等に関する問い合わせ・提出(郵送)先

●確定申告(所得税)に関するお問い合わせ・相談、申告書の請求

国税相談専用ダイヤル ☎0570(00)5901

●確定申告書の提出について

木更津税務署 ☎0438(23)6161

〒292-8550 木更津市富士見2丁目7番18号

●確定申告書の郵送について

東京国税局業務センター千葉西分室(木更津税務署)
〒262-8507 千葉市花見川区武石町1-520

●個人住民税(市・県民税)について

袖ヶ浦市役所 課税課

☎0438(62)2519(市民税班直通)

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

確定申告(所得税)に関するお問い合わせは、市役所ではお受けできませんので、ご注意ください。

●国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額について

下記のQRコードより申請してください。



納付額確認書の請求について

窓口で確認する場合

納税課、保険年金課、介護保険課、長浦交流センター、平川交流センターの窓口（本人確認できる書類を持参してください。）

スマホ申告相談会を開催します！

申告期間の前にマイナンバーカードを利用したスマホ申告相談会を開催します。職員がスマホ申告の補助を行いますので、ご興味がございましたらぜひご参加ください。

日時…1月27日(火)、28日(水) 9:00～16:00

場所…袖ヶ浦市役所 北庁舎3階小会議室

予約方法…下のQRコードよりご予約ください

※申告者一人につき、1枠の予約が必要です。

受付できる申告…収入が給与、年金のみの方

持ち物…マイナンバーカード(利用者証明書用電子証明書(数字4桁)と署名用電子証明書(英数字6～16字)のパスワード)、スマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応)、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

※相談会場以外でのスマホ申告の補助は行っておりません。

※予約状況によっては受付を締め切る場合があります。



スマホ相談会予約について

確定申告関係書類の配付について

確定申告に係る申告書や収支内訳書等は1月中旬頃から市役所、長浦交流センター、平川交流センターで配付します。数に限りがありますので、無くなり次第配付終了となります。

なお、国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)で請求できるほか、国税庁ホームページにも掲載されていますので、ぜひご利用ください。

ご注意ください

●課税課窓口で作成済みの確定申告書を提出できる期間は2月2日から3月16日の8時30分から17時15分までです(土・日・祝日を除く)。

●申告期間中、課税課窓口・電話では申告に関する相談をお受けできません。確定申告(所得税)に関する相談は国税相談専用ダイヤルで、住民税(市県民税)申告に関する相談は市内申告会場でお願いします。



市内申告会場について

開設時間 8:30～15:00(12:00～13:00除く。)

※受付番号は8:15から配付します。

(8:15前は入館できません。ご理解・ご協力をお願いします。)

市内の申告会場での受付は、令和8年1月1日現在、市内に住所のある方(住民登録がある方)に限らせていただきます。

市内申告会場の受付日程表	
日付	会場
2月16日(月)～2月19日(木)	平川交流センター(平川公民館) 2階視聴覚室
2月24日(火)～2月27日(金)	昭和交流センター(市民会館) 3階中ホール
3月4日(水)～3月13日(金)	長浦交流センター(長浦公民館) 2階研修室

※土、日、祝日は除きます。

※各会場の初日、2日目は非常に混み合いますので、後半の日程をご検討ください。

※2月20日、3月2日、3月3日、3月16日は市内申告会場は開設しておりません。ただし、個人住民税(市・県民税)の申告は市役所課税窓口で受け付けます。

※来場者数が多い場合には早めに受付を締め切ることがあります。

※例年、市の会場は大変混雑します。確定申告(所得税)については、規模の大きい税務署の会場(スパークルシティ木更津4階)へお願いします。

申告に必要なもの

□令和7年中の所得がわかる書類(源泉徴収票など)

- ・源泉徴収票の添付は不要ですが、申告会場では作成に必要となりますので必ずお持ちください。
- ・事業所得、不動産所得等の収入がある方は、事前に収支内訳書の作成が必要です。

□前年申告した方は前年申告書の控え

□申告者名義の振込先がわかるもの(通帳など)

□本人確認及びマイナンバーがわかる書類の写し

(下記の(1)又は(2))

(1)マイナンバーカード

(2)通知カード+運転免許証など

□控除に必要な書類(令和7年中の領収日のもの)

医療費控除	医療費控除の明細書、医療費通知 ※医療費控除の明細書は事前に作成してください。 ※領収書の添付では受付できません。
社会保険料控除	各種証明書や領収書
生命保険料控除	各種証明書
地震保険料控除	各種証明書
寄附金控除	各種証明書や領収書
障害者控除	障害者手帳など障がいの程度がわかる書類 ※要介護認定を受けている方については、事前に市役所の介護保険課にて「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。
配偶者控除	扶養される人の所得が分かる書類
配偶者特別控除	扶養される人のマイナンバーが分かる書類
扶養控除	扶養される人の所得が分かる書類
特定親族特別控除	扶養される人のマイナンバーが分かる書類の写し

市内申告会場で受付できない申告

下記の申告は、市内の申告会場では受付できませんので、税務署の申告会場(スパークルシティ木更津4階)で申告してください。

(1)配当所得に係る申告

(2)譲渡所得に係る申告 (土地・建物の譲渡、株式の譲渡、ゴルフ会員権の譲渡など)

(3)住宅借入金等特別控除の申告

(4)損失繰越を伴う申告

(5)雑損控除(災害など)に係る申告

(6)事業所得等で、収支内訳書が未作成のもの

(7)青色申告決算書のある申告

(8)退職所得に係る申告

(9)新規に事業を始めた方

(10)過年分(令和6年分以前)の確定申告

(11)準確定申告(納税者が死亡したときの確定申告)

(12)更正の請求、修正申告

(13)消費税や相続税又は事業税などの国税や県税に係るもの

(14)仮想通貨、外国税額控除、住宅耐震改修などの特殊な申告

(15)その他、申告内容によっては市内の申告会場で受付できない場合があります。

